

適正施肥の手引き

令和4年3月

三 重 県

はじめに

国は、令和3年5月、生産から販売、消費に至るまでの食料システムを持続可能なものとするため、環境負荷の低減を図りながら、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」を策定しました。県としても、本戦略の達成に向け、より持続性の高い農法への転換に向けた栽培暦の見直し等を行っていく必要があります。

本書は、平成27年3月に改訂された「適正施肥の手引き」を、三重県食の安全・安心確保基本方針に基づき改訂したものであり、施肥の基本的な考え方、各作物の施肥基準、関係法令等について整理しています。

今後の栽培暦の見直しや、土づくり及び適正施肥の推進の基礎資料として広く活用されれば幸いです。

利用上の注意

① 本手引きの施肥基準は「主要な農作物等」の「代表的な作型」について、「地力中庸な土壌」、「気象の平年的推移」を前提として、目標とする収量・品質を確保するために必要な肥料成分量の目安を示したものであり、施肥量の上限を定めたものではない。

② 基本は、農作物の栄養特性に合わせ、農作物に必要な養分を必要な時期に必要な量だけ供給することにある。具体的にはどの肥料(肥料の種類)をいつ(施用時期)、どのくらい(施用量)、どこに(施用位置)に施用するかということである。

本手引きの施肥基準は、施用上の一つの指針として用いるものであることから、実際には作物の品種、作型、土壌、気象等の条件はもとより経営条件についても考慮して具体的な施肥計画を立てて決定しなければならない。また、農作物の生育にあった土壌環境を整えるため土壌の物理性、化学性、生物性を改良する「土づくり」を励行し、土壌診断によりチェックすることを推奨する。

③ 本手引きの施肥基準では、施肥法は基肥の全面全層施肥を基本として記述し、施肥量は10アール当たりの成分量(kg)で示した。

④ なお、本書は令和4年3月現在における情報をとりまとめたものであり、法令等の利用の際はその都度最新のものを入手されたい。

目次

I 適正施肥について

1 施肥の基本と考え方	1
2 肥料の種類	1
3 有機物の利用	3
4 施肥方法	6
5 土づくりと土壌診断	6
参考① コメ中のヒ素低減対策に関する取組	10
参考② 水稻栽培における被覆肥料の被覆殻の流出防止対策	12

II 施肥基準

1 水 稻	13		
2 麦 類	14		
3 大 豆	15		
4 野 菜	16～35		
(1) トマト	(2) イチゴ	(3) キャベツ	(4) ハクサイ
(5) モロヘイヤ	(6) ナバナ(桑名)	(7) ナバナ(松阪)	(8) アオネギ
(9) パレイシヨ	(10) ミニトマト	(11) キュウリ	(12) メロン
(13) カボチャ	(14) オクラ	(15) ブロッコリー	(16) アスパラガス
(17) ダイコン	(18) ニンジン	(19) カンショ	(20) タマネギ
5 果 樹	36～44		
(1) ウンシュウミカン	(2) 中晩柑	(3) ナシ	(4) カキ
(5) ブドウ	(6) ウメ	(7) イチジク	(8) キウイフルーツ
(9) 樹齢別施			
6 茶	45		
7 花き・花木	46～48		
(1) サツキ・ツツジ	(2) トルコギキョウ	(3) キク	
8 飼料作物	49～53		
(1) ソルガム	(2) トウモロコシ	(3) エンバク	(4) イタリアンライグラス
(5) 飼料イネ(WCS用稲)			

III 関係法令等

1 土づくり関連法令	
(1) 地力増進法	54～79

- (2) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 80～84
- (3) 肥料の品質の確保等に関する法律 85～87
- (4) 家畜排せつ物の管理の適性化及び利用の促進に関する法律 88～98

2 土壤環境関連法令

- (1) 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律 99～112
- (2) 農用地における土壤中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準
113～114
- (3) 「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る土壤管理指針」について（抜粋）
115～116
- (4) 土壤の汚染に係る環境基準（抜粋） 117～121
- (5) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）
及び土壤の汚染に係る環境基準（抜粋） 122～123
- (6) 汚泥肥料の農地への利用に係るガイドライン（三重県） 124～129
- (7) 木くず等の農地等への利用に係るガイドライン（三重県） 130～132